

「戦後憲法はいかに成立したか？」

—日独伊三国を比較して—

実りある憲法論議から、今後の日本の課題を探りましょう

イタリア憲法は第1条で社会権（労働）、ドイツ憲法は第1条で基本権（人権）を掲げ、現在のEUの基本理念とも大きく関係しています。イタリア、ドイツ、日本の各戦後憲法を歴史的に比較することで、現在の憲法論議にも新たな光が当てられると思います。

現在、この方面の研究をしている「石田 憲 千葉大教授」に講演をして頂きます。

今後の憲法論議を実り豊かにしたいと思います。主催 佐倉市民オンブズマン連絡会

講演会

日時 1 1月9日(日)午後1時半から4時（開場：午後1時）

場所 佐倉市立美術館4階ホール（約100席）京成佐倉駅から徒歩8分（下図参照）

講師 石田 憲 千葉大学大学院 人文社会科学研究科教授

国際政治史を研究 これまでドイツ歴史研究所（ローマ）、
ベルリン自由大学、ロンドン大学にて在外研究



講演内容 「戦後の憲法はいかに成立したか？」
—日独伊三国を比較して—

「憲法に関する議論をより正確かつ豊かにするためには、イタリア、ドイツ、日本の憲法成立過程を比較し、これらを客観的に分析し、相対的に捉えることも必要ではないかと考えています」（石田憲教授）

主催 佐倉市民オンブズマン連絡会 資料代 500円 をお願いします。
（問合先）佐倉市民オンブズマン連絡会 〒285-0011佐倉市山崎315-11 TEL&FAX 043-485-5999
携帯090-9144-0676 E-mail fujisakir@sky.email.ne.jp



（会場）佐倉市立美術館 4階ホール
京成佐倉駅から南へ徒歩8分
（上野方面から成田方向を見て右側です）
〒285-0023

千葉県佐倉市新町210 TEL 043-485-7851
<http://www.city.sakura.lg.jp/museum/access/access.htm>

（駐車場は有りますがなるべく公共交通でどうぞ）